

## 議案第30号

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
を制定することについて

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年2月22日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

### 提 案 理 由

特殊勤務手当のうち、消防職に係る夜間特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当及び消防業務に従事する特殊勤務手当の見直しにより、所要の改正をするため。

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

石岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年石岡市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

第11条中「作業」を「業務」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

別表中「（第13条関係）」を「（第12条関係）」に、

夜間特殊業務に従事する職員の特殊勤務手当	深夜の全部を含む勤務	1夜につき1,100円	
	深夜の一部を含む勤務（2時間以上）	1夜につき730円	
	深夜の一部を含む勤務（2時間未満）	1夜につき410円	
家畜伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当		1日につき300円	を
狂犬病予防業務に従事する職員の特殊勤務手当		1日につき300円	
消防業務に従事する職員の特殊勤務手当	消防車両等の緊急走行運転業務	緊急走行1回につき150円	
	特別救助業務	1回につき150円	
	はしご付消防ポンプ自動車での作業	1回につき150円	
	水害、火災その他の災害現場での作業	1回につき150円	

家畜伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当		1日につき300円	に
狂犬病予防業務に従事する職員の特殊勤務手当		1日につき300円	
消防業務に従事する職員の特殊勤務手当	消防車両等の緊急走行運転業務	緊急走行1回につき150円	
	特別救助業務	1回につき150円	
	はしご付消防ポンプ自動車での業務	1回につき150円	
	水害、火災その他の災害現場での業務	1回につき150円	

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 石岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年石岡市条例第53号）の一部を次のように改正する。  
第19条中「第12条」を「第11条」に改める。